

安八町告示第145号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年10月10日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年10月31日

安八町監査委員

清

伸二

安八町監査委員

大平

文雄



記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和元年10月10日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年8月9日、揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町連合国土交通省等要望活動の折の宿泊代（河合一分）10,900円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年7月25日付 安総第2948号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年7月25日付 安総第2949号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年7月25日付 安総第2950号 情報公開請求却下通知書
6. 問い合わせ 支出命令の取り消しについて

(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

7. 伺い 支出命令の取り消しについて

(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

8. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシ一代) の戻入れについて

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年10月11日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年8月9日、揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町連合国土交通省等要望活動の折の宿泊代（河合一分）10,900円を補填するため必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年10月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年10月20日に欠席の連絡があつたため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかつた。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本件請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若し

くは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年10月25日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を建設課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年6月22日「国土交通省等への要望活動（夏）（以下「要望活動」という。）について（ご案内）」が、揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町連合、東海環状自動車道建設促進揖斐川流城市町連合 会長から揖斐川流城市町連合 構成市町 首長である安八町長（以下「町長」という。）に送達された。
- (2) (1) の内容は、「1. 実施日時 平成30年8月9日（木）、2. 集合時間 9時50分、3. 集合場所 国土交通省中部地方整備局1階ロビー、4. 要望先 国土交通省（本省及び中部地方整備局）、財務省、地元選出国会議員、5. 行程（中略）」であった。
- (3) 要望活動には町長が出席し、担当課の責任者として建設課長が随行した。
- (4) 要望活動の終了予定時刻は午後5時00分であり、その後、町長は要望活動に出席した者らと意見交換を行い、建設課長は要望活動に随行した者らと実務レベルでの意見交換をした。また、建設課長は前学校教育課長であったこともあり、翌日、東安中学校にて総合学習の一環として毎年開催されている「夢講話」の講師を依頼する目的で防衛装備庁装備政策部長に面会する予定であった町長の補佐役として随行する予定であったことから、東京都内の宿泊施設で1泊した。
- (5) 揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町連合による要望活動では、「①予防的な治水対策を重点的に実施するなど、水害・土砂災害を未然に防止し、また災害発生時には被害拡大の防止を図り、住民が安全で安心できる生活環境を構築するため、必要な財源の確保に努め、揖斐川流域におけるハード・ソフト一体となった総合的な治水・砂防対策を推進し、防災・減災に取り組むこと。②河川の機能が持続的に発揮できるよう河道内の立木伐採、堆積土砂の撤去と、河川管理施設の適正かつ戦略的な維持管理・更新等を推進すること。また、地方自治体が行う管理施設の老朽化対策について、必要な財政支援と体制及び技術支援の強化を図ること。③災害発生時の被害の最小化と迅速な人命救助、並びに復旧・復興のため、地方整備局を中心とした広域的かつ機能的な危機管理体制を充実させ、流城市町等に対する支援体制の強化を図ること。④自然と共生し地域に調和した揖斐

川流域の環境整備を推進すること。」とのことを要望し、それは揖斐川流域に生きる46万住民の生命と財産を守り、安全安心な暮らしの実現のために取りまとめられた、流域13市町の総意であった。

- (6) 東海環状自動車道建設促進揖斐川流城市町連合による要望活動では、「揖斐川流城市町の今以上の安全、安心、活性化の実現のため、東海環状自動車道西回り区間の早期完成」とのことと要望し、それは13市町の総意であった。
- (7) (4) を原因とする本件請求にいう宿泊料は建設課長に係る宿泊料であり、その額は安八町職員の旅費に関する条例第16条別表1の区分に基づく額である。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 安八町職員の旅費に関する条例第16条

公務のために旅行する職員等に対して支給する宿泊料について規定されている。

2 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

3 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻第3号431頁

住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等6つの財務会計行為に(財務会計上の行為又は怠る事実)に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政上の行為(非財務会計行為)は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とすることはできない。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「河合一氏は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し、会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならることは言うまでもない。また、本件の支出負担行為決議書兼支出命令書には宿泊先の領収書が添付されておらず、本当に宿泊したのかどうか疑義が持たれるものである。本件に関する復命されたものが何も残っていなければ本当に出席したのか、についても疑義が生ずるものとなる。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑩使用料及び賃借料(タクシ一代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。最後に本件の支出負担行為決議書兼支出命令書に添付されている出張命令兼請求書は安八町職員の旅費支給規則に規定されている正式な様式ではなく安八町職員の旅費支給規則に従った支出でないことを付け加える。規則で規定されている「様式」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。最後に、本件の支出負担行為決議書兼支出命令書及び証拠書類貼付台紙には8月9日の行事しか記載がない、そもそも宿泊する必要が本当にあったのか疑義が持たれるものである。支出負担行為決議書兼支出命令書及び証拠書類貼付台紙からでは日帰りでも十分に用件を済ませることが可能であったと言わざるをえないものである。」と主張している。

本件監査では、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(4) 中、建設課長に関する事項について、その公務性を検討することとした。

建設課長が、公務として一定の目的をもって要望活動や防衛装備庁装備政策部長との面会のために1泊2日の日程で出張した町長に随行することは、同／(4)に示してあるとおり随行の目的を達成するためのものであり、これは建設課長(前学校教育課長)である河合一の職務の範囲内であるといえることから、公務であると判断した。

なお、町長の権限及び職務の範囲に基づきましては、第6 判断に当たっての関係法令等について／2 町長の権限及び職務についてのとおりである。

以上のことから、公務である随行に付隨して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

なお、請求人が請求の理由3の後段で主張している、「本件の支出負担行為決議書兼支出命令書に添付されている出張命令兼請求書は安八町職員の旅費支給規則に規定されている正式な様式ではなく安八町職員の旅費支給規則に従った支出でないことを付け加える。規則で規定されている「様式」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。」についてだが、行政事務のあり方を指摘している

ものであって、法第242条第1項の趣旨に該当するものではないと判断したことから本件監査では検討しないこととした。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由3の記載のとおり、「公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシ一代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

本件監査請求とは直接関係あることではないが、公金を支出するための事務手続きにおいて使用する関係規則等に定められた様式の整理、又は見直しを早急に実施すべきであることを申し添える。